



退職後も続けて
組合員に！
「継続組合員」として
ご利用ください。

広島県学校生活協同組合（学校生協）

フリーダイヤル 0120-64-3312

■退職後も続けて組合員に！「継続組合員」としてご利用ください。

継続組合員は、共同購入、「指定店・サービス事業」、「ガソリンスタンド」、「生協ひろしま個配」、「福屋・天満屋」等の利用ができます。

ご自宅へ カタログ・チラシ等の送付、総合展示会の案内をお送りします。

※ 物資代等の引き去りについては、給与控除ができなくなりますので、「預金口座振替依頼書」をご提出いただき、口座をご登録ください。

【退職後継続利用される場合】

「預金口座振替依頼書」を提出してください。（なるべく早めにお願ひします。）

利用する金融機関は次の4つから選んでください。（広島銀行／ゆうちょ銀行／農協／労働金庫）

手続きが完了するまでのご利用分につきましては、振込用紙にてご案内いたします。

その際、振込用紙発行手数料として、100円いただくこととなりますので、ご了承ください。

■「退職」後も、組合員として利用できる特典

共同購入

※ チラシ希望者へ、月1回ご自宅へ送付します。
※ オンラインショッピングも充実！

ガソリン全国カード

廣文館カード5%割引

百貨店カード

福屋・天満屋

*除外店舗あり

グループ共済

・「グループ共済」は、退職後も継続が可能です。（継続手続きは個別にご案内いたします。）

・グループ共済 75歳まで（傷害給付）
・医療費支援制度 75歳まで
・医療保障保険 69歳まで
・重病克服支援制度 70歳まで

※ 一部、加入条件あり。

自動車保険

・東京海上日動火災保険
・日新火災海上保険
※団体割引適用となります

生協ひろしま

ご自宅への個別配送が利用できます。希望される方は必ずご連絡ください。

指定店・提携店（47社）

指定整備工場（34工場）

ハウジング事業（14社）

リフォーム会社（5社）

アフラック Aflac

がん保険・医療保険にご契約の方は、ご退職後も割安な保険料の「団体扱い」ができます。

■「退職」後は、組合員であっても利用できなくなる特典

団体扱いで集金している保険料について

上記以外の生命保険、自動車保険以外の損害保険は団体扱いから、個人扱いに変更となります（日本生命、第一生命、住友生命など）。

今後の支払方法などは、各保険会社で、個別にお手続きください。

「簡易保険」「新かんぽ保険」については、団体扱いから、個人扱いに変更となります。

今後の支払方法などは、郵便局で、個別にお手続きください。

【脱退される場合】「脱退届」の用紙を送付しますので、学校生協まで、ご連絡ください。

出資金の返金は、

毎年1月から12月の脱退届受付分を翌年4月下旬に返金しています。

教職員共済生活協同組合

◆ 手続き・保障内容について → 学校生協保険共済部

フリーダイヤル 0120-264-175

退職後も現職時と同じ条件で「火災共済・自然災害共済」「自動車共済」「車両共済」「レスキュースリー（交通災害共済）」「トリプルガード（団体生命共済・医療共済）」「年金共済」「新・終身共済」が利用できます。また、現在加入されていない方も、出資金100円で各種共済が利用できます。

総合共済「退職見舞金請求書」を提出してください。

請求用紙は、早期退職の方へは4月中旬に、ご自宅に送付します。

ご連絡いただければ早めにお送りします。学校生協保険共済部へご連絡ください。

※ 退職見舞金の金額は、総合共済の契約期間により算出されます。その金額は、全部または一部を出資金に振替えることができます。

年金共済

年金共済・適格年金共済

現職中から、「年金共済」にご契約されている方は、ひきつづき、積立をすることができます。今後については、次のとおりです。

※ 年金共済は2022年1月現在、実質年1.1%の複利で運用しています。（変動金利）

《A型・B型へご契約中の方》

・ご退職後も引き続き、積立をすることができます。（退職ともなう手続きはありません。）

※年金受取の手続きは50歳から75歳までの間、いつでも可能です。（ただし、終身年金をご希望の場合は、60歳から65歳の間で受取可能です。）保険共済部へご連絡ください。

・60歳の誕生月の4ヵ月前にご自宅へ年金移行手続きに関するご案内が届きます。

・年金受取の開始をご希望の方…「原資明細書 兼 共済金請求書（年金移行手続き書類）」請求用紙をご提出ください。

・年金受取を希望されず、積立を継続される方…手続き不要です。

※年金移行手続きは60歳（退職者・配偶者は50歳）から75歳までの間、いつでも可能です。手続きをされない限り、毎月の掛金払込は75歳まで自動的に継続となります。

《適格型へご契約中の方》

・積立期間10年以上、60歳までは掛金を払い込む必要があります。

引き続き、積立をお願いします。（退職ともなう手続きは必要ありません。）

・ご契約から10年以上経過している場合、60歳の誕生月の4ヶ月前（10年経過していない場合は、10年経過月の4ヶ月前）にご自宅へ掛金払込期間終了のお知らせが届きます。

・年金受取の開始をご希望の方…手続き不要です。

・年金受取を希望されず、積立を継続される方…「掛金払込期間終了に係る手続き用紙」をご提出ください。

※お知らせに記載してある提出期限を過ぎた場合、

積立の継続は出来ませんのでご注意ください。